

差替え前のファイルと差替え後のファイルは、以下の点が異なります。

(差替え前) 第1段落

「職場における積極的な検査等の実施について」(令和3年6月1日付事務連絡(内閣官房、厚生労働省)) 及び「職場における積極的な検査等の実施について」(令和3年6月25日付事務連絡(内閣官房、厚生労働省)) によって、事業者が購入した抗原定性検査キットを利用して、軽症状者に対する検査を行うことが可能とされている。

(差替え後) 第1段落

「職場における積極的な検査等の実施について」(令和3年6月1日付事務連絡(内閣官房、厚生労働省)) 及び「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」(令和3年6月25日付事務連絡(内閣官房、厚生労働省)) によって、事業者が購入した抗原定性検査キットを利用して、軽症状者に対する検査を行うことが可能とされている。